

平成 30 年度 足柄下採択地区協議会議事録（要旨）

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 20 日（金） 10:00～11:00
- 2 場 所 箱根町立郷土資料館 学習室
- 3 出席者 *教科用図書足柄下採択検討会委員 15 名
*事務局 箱根 3 名 真鶴 2 名 湯河原 1 名 計 5 名
- 4 傍聴者 17 名

事務局： 担当課長	<p>皆さんこんにちは。ただ今より、平成 30 年度足柄下採択地区協議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、箱根町教育委員会学校教育課長の安藤です。</p> <p>本日の会議ですが、協議会規約第 8 条第 3 項の規定により、公開となっております。本日は、傍聴を希望される方が 17 名いらっしゃいますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。また、本日の会議ですが、議事概要を記録するため、会議を録音させていただいておりますのでご承知おきください。本日の議題は、次第にありますとおり、教科用図書の共同採択についてとなっております。</p> <p>採択につきましては、根拠法令「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づくものであり、足柄下郡 3 町が採択地区となっておりますのは、同法第 12 条第 1 項に「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」と定められていますので、県教育委員会に足柄下郡 3 町を採択地区とする意思表示をしているものであります。また、同法第 13 条第 5 項に「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」と定められていますので、本日の協議会で選定した中学校道徳の教科書をはじめとした小学校及び中学校の教科書につきましては、3 町とも、本日の協議会終了後に開催予定の各町教育委員会定例会において、平成 31 年度に使用する 3 町同一の教科書を採択することになりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次第 2 「会長あいさつ」です。箱根町の小林教育長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は、平成 31 年度から足柄下地区の小・中学校で使用する教科用図書の共同採択を行います。平成 31 年度から新たに教科化される中学校の道徳については、初めての採択となります。今までの会議でご承認をいただきました足柄下地区の採択の方針や手続き、共同採択の進め方に基づき、静粛な採択環境の中で公正公平な共同採択を進めてまいりたいと思いますので、慎重な協議をする中でも会議の円滑な進行に皆様のご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。</p>

事務局： 担当課長	<p>これからの議事進行につきましては、協議会規約第8条第1項の規定により、会長が議長となりますので、小林会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事1「共同採択について」の「①平成31年度使用中学校教科用図書の選定について」を議題といたします。まず、中学校の道徳の教科用図書を選定いたします。共同採択に入る前に、本日の共同採択の進め方について最終確認をさせていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局： 担当者	<p>それでは説明いたします。資料5ページ「足柄下採択地区協議会における教科書選定方法」をご覧ください。</p> <p>まず、第1回目の投票を行います。各委員は、投票用紙に記載された教科書会社のいずれか1者に「○（マル）」をし、無記名で投票していただきます。ここで、過半数を占めた教科書がある場合は、その教科書を選定することとします。過半数は全投票数から無効票や白票を除いた有効投票数の半分以上を越える数とします。過半数については、その都度、皆様に確認をいたします。採択の責任を果たすための大切な1票ですので無効票や白票はないようにくれぐれもお願いいたします。1回目の投票で選定する教科書が決定した場合は、その理由について委員の皆様からご意見等をいただき、選定した理由を取りまとめていきます。ここでは、選定した教科書に投票した委員の方からのご意見等を伺いますが、他の委員の方からも、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p> <p>1回目の投票で過半数に達しない場合は、2回目の投票となります。1回目の投票において、得票数の上位2者を対象とし、各委員は、投票用紙に教科書会社のいずれか1者を記入し、無記名で投票していただきます。なお、投票する前に、1回目の投票における上位2者について、委員の皆様から選定が望ましいとする理由を発言していただきます。教科書の見本を確認する時間も設けさせていただきます。その後、2回目の投票を行い、2回目の投票で過半数を占めた教科書を選定することとなります。</p> <p>以上が共同採択の進め方となります。また、1回目の投票用紙については、あらかじめ委員の皆様卓上に配付させていただいておりますので、こちらで1回目の投票をお願いいたします。2回目以降の投票用紙については、その都度配付させていただきます。なお、資料の6ページは、発行者名の一覧です。以上です。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。それでは、これより、中学校で使用する道徳の教科書の選定を行います。まず、第1回目の投票を行います。発行者名を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京書籍株式会社 ・学校図書株式会社 ・教育出版株式会社 ・光村図書出版株式会社

- ・日本文教出版株式会社
- ・株式会社学研教育みらい
- ・廣濟堂あかつき株式会社
- ・日本教科書株式会社

以上、8者の中からの選定となります。第1回目の投票については、ご自身が選定すべきとする発行者名に○（マル）を記入していただきます。委員の皆様は、投票用紙にご記入ください。これから投票していただきますが、ご自身の記入に間違いがないか再度ご確認ください。

それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。なお、最初に投票される方は、投票箱が空（から）であることの確認をお願いします。

それでは、開票します。

[読み上げ：箱根町]

[黒板記入：湯河原町]

[記録用紙記入：真鶴町]

それでは、確認いたしますが今黒板に書かれたとおり、投票の結果、1回目の投票で過半数の票を得た発行者はありませんでしたので、2回目の投票を行います。2回目の投票の対象となるのは、得票数が上位2者の「教育出版株式会社」と「日本文教出版株式会社」となります。

それでは、2回目の投票の前に協議を行いたいと思います。この2者について選定理由のご意見をお願いしたいと思います。まず教育出版ということでどなたかここがいいという所がありましたらお願いいたします。

委員 A

考え議論する道徳ということでどういうふうな授業になるのかということ想像しました。その時に子どもたちには主体的に学習してほしい。自分たちの問題として捉えられるかどうか。その学習によって生活を振り返りより良くしていけるかというような学習となるかどうかということを考えました。もう一つは、よくある先生が正解を持っている、あるいは誰が読んでもこれが正解だとわかっている、それについて一時間授業をしていく事はたして子どもたちにとって主体的、意欲的な学習につながるかなということを考えました。その時に学習を通して先生自身も学べる、あるいは先生が子どもたちに気付いてほしい、一緒に考えてみたい、この子どもたちがどういう風を感じてくれるのかということ、授業としてやってみたいということ、大事にして教科書を読ませていただいた。その時にどんな気づきが生まれるのかなと見た時に、教育出版の教材の中で1年生から3年生を通して子どもたちの気づきが生まれるだろうと思われるところが多く含まれていたなと感じています。

会長

ありがとうございます。今教育出版の意見がでました。日本文教出

	<p>版でご意見をお願いします。</p>
委員 B	<p>道徳という中では、やはりいじめという部分をどう扱われているかを中心に見ていきました。これが年間を通して考えられて配置されているかどうか。文章の構成や教科書の前段の部分でこの教科で学ぶテーマというのがあり、いじめと向かい合い命の大切さ、情緒、モラルと続いておりいじめについて全面に表れているなど感じました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今1名ずつ出ましたが他にありますか。</p>
委員 C	<p>私は教育出版にしても日本文教出版にしてもどちらも好ましくないと思いました。それは最初にテーマであるとか、価値項目を共有することで誘導的な授業になってしまうと強く感じました。道徳の本来のあり方として生徒たちが自主的にその話の中からどのように道徳観を導くかというのを自ら探していくということには向かないのではないかと。しかし二つの中でどちらかという時に判断材料として、やはりいじめ問題についてどのように深く授業の中で取り上げられているかというところを見ていきますと、両社とも多くありますがやはり日本文教出版の方が内容的にもいいのではないかと感じました。また、各教材の登場人物の紹介があることで、興味を持ち道徳的なところ以外で社会的な人物へ興味を持つことで、図書館に通って更に調べたりと研究的なテーマを個人が持つ方向にも繋がる。道徳的な事だけにとらわれず他にも繋がっていくということで日本文教出版の方がいいのかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。教育出版の方でありましたらお願いします。</p>
委員 D	<p>1回目の投票ではどちらでもなかったのですが、今回の選定で大事にしたのは、道徳の授業では特定の価値の押し付けや、一方的な価値の押し付けがあってはいけない。生徒が色々な題材を通して、自分の中にそれぞれ道徳的な価値を少しずつ積み上げていく、その繰り返しで道徳の授業ではないかと思えます。そういう点で、生徒が主体的に考え道徳的な価値を少しずつ積み上げていく授業としては、教育出版株式会社の方がその方に近いのではないかと思えます。</p>
会長	<p>今2つずつ意見が出ましたが、他にご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしければ5分間教科書を見る時間を設けたいと思います。その間に事務局は投票用紙を配ってください。</p> <p>それでは、2回目の投票に入ってよろしいでしょうか。各委員さんは、ただいまの意見等を参考にしながら、選定すべきと考える発行者名をご記入ください。</p> <p>それでは、投票箱をお持ちしますので、投票をお願いします。</p>

	<p>[読み上げ：箱根町] [黒板記入：湯河原町] [記録用紙記入：真鶴町]</p>
事務局： 担当課長	<p>それでは、開票結果を報告します。日本文教出版株式会社 9 票、教育出版株式会社 6 票でございます。</p>
会長	<p>今、開票のとおり有効投票は 15 票ですので、過半数は 8 票となります。投票の結果、日本文教出版株式会社が 9 票で過半数を獲得していますので、箱根町・湯河原町・真鶴町 3 町の採択地区は、日本文教出版株式会社の道徳の教科書を選定することとなりました。</p> <p>投票前にご発言いただいた他にありますでしょうか。</p> <p>ご発言いただきました選定理由については、事務局にて取りまとめ、第 3 回足柄下採択検討会において、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、道徳の選定を終了します。</p> <p>続きまして、ただいま選定した道徳以外の教科について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局： 担当者	<p>資料 2 ページ協議会規約第 12 条をご覧ください。「教科用図書の採択替えのない年度については、第 8 条の規定によらず、各町教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行う。」と定められていますので、この小委員会を 7 月 18 日（水）に開催したものです。資料 7 ページに「平成 31 年度使用中学校教科用図書一覧」がありますのでご覧ください。この資料は、本年度下郡 3 町で使用しております、中学校教科用図書の一覧表です。これらの教科書につきましては、既に採択済みであり、平成 28 年度から 31 年度まで使用できることとなっておりますので、平成 31 年度においても引き続き使用することを小委員会で決定したものです。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、小委員会にて決定いたしましたので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、議事 1 「共同採択について」の「②平成 31 年度使用小学校教科用図書の選定について」を議題といたします。まず、小学校の道徳の教科用図書について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局： 担当者	<p>小学校の道徳の教科書につきましては、平成 30 年度から 31 年度まで使用できることとなっています。</p> <p>資料 2 ページ協議会規約第 12 条をご覧ください。「教科用図書の採択替えのない年度については、第 8 条の規定によらず、各町教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行う。」と定められていますので、この小委員会を 7 月 18 日（水）に開催したものです。資料 8 ページに「平成 31 年度使用小学校教科用図書一覧表（案）」がありますのでご覧ください。この資料は、本年度下郡 3 町で使用しておりま</p>

<p>会長</p>	<p>す、小学校教科用図書の一覧表です。この内、一覧表の右下の道徳の教科書につきましては、既に採択済みであり、平成 30 年度から 31 年度まで使用できることとなっておりますので、平成 31 年度においても引き続き使用することを小委員会で決定したものです。 以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、小委員会にて決定いたしましたので、ご承知おきください。 続きまして、小学校の道徳以外の教科書を選定いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局： 担当者</p>	<p>道徳を除く小学校教科用図書につきましては、平成 27 年度から 30 年度まで使用できることとなっていることから、本来であれば、本年度は、採択替えを行うこととなりますが、第 2 回足柄下採択検討会において、選定・採択の方法について、次のような意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査研究を行わないという経緯、それから教科書を使って良い授業をしてもらいたいということもありますので、教科書が頻繁に変わることがないようにしていきたいと思います。そして、学校の先生方からも問題点が上がってないという経緯もありますので、継続して教科書を使うということで新たなものを選定しない方がいいと考えます。 ● 教科書が変わるということは、現場としては本当に大変なことです。各学年ごとに年間指導計画を作りますが、教科書が変わるとすべて作り変えなくてはいけない。それが 4 年に一度ならまだしも 1 年でまた採択となると、労力を考えると非常に厳しい。また、授業を組むにあたって、実態把握や教材の解釈を徹底して行うが、教科書が変わるとそれらをやり直して授業に臨むので、それも 1 年でということになると教員にとっては大変なことです。学校としては、平成 26 年度に採択した教科書を継続して使っていればと思います。以上で説明を終わります。
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、過日の検討会の中で 2 つの意見をいただきました。他にご意見はありますか。</p>
<p>委員 C</p>	<p>教科書採択について、基本的な考え方として先の検討委員会では、調査員さんや、教育委員さんの意見を伺いました。その主な主旨というのは、今の話のとおり教育現場の使いやすさというものを主軸としておりました。しかし、この教科書採択というのは子どもにとっていかに良いもの提供するかということであって、それに対してそれを材料として使う教員がどのような工夫をし、あるいは研究をしていくかというのは別の問題であり、あくまでもここで検討するのは、子どもにとって一番良い教科書を皆で選ぶということ。ですから、色々なご意見はありますが、基本はそこにもっていくということであって、そういう意味でたまたま 4 年前に選んだ教科書が、子どもたちにとっても 4 年間の社会情勢の大きな変化もなく、この教科書でいいんだとい</p>

	<p>うことを認めるという意味での採択でなければいけない。 教師側の都合で、作業が大変だという理由は論外なのではないかと思 います。そういう意味でしっかりとした考え方を確認しなければと思 います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。どうでしょうか。子どもにとっての選択 にならなければならないという意見。どこかこの教科書を変えたい等 ご意見はありますか。</p>
<p>委員 C</p>	<p>変えたいというわけではなく、4年前に選択した理由が十分に良か ったのでここで採択され、各町でも採択された経緯がある。それにつ いて異論があるわけではなく、ただ、ものの考え方として基本的な姿 勢というのはそこになくてはならないと感じました。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。理由の根本を理解した上での採択でないといけな い。今の意見をしっかりと念頭に置きながら採択をしていくというこ とで、これから挙手をしていただきます。よろしいでしょうか。この 教科書があと1年使われますが、子どもにとっていいのかどうか、そ ういう観点で採択をしてよろしいでしょうか。 平成 31 年度に使用する小学校の道徳以外の教科用図書は、平成 30 年度に使用している教科書と同じ教科書を使用することとしてよろし いでしょうか。賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手確認 全員賛成)</p> <p>全員賛成により、平成 31 年度に使用する小学校の道徳以外の教科 用図書は、平成 30 年度に使用している教科書と同じ教科書を使用す ることとします。 それでは、議事 2「その他」ですが、皆様の方から何かございます か。特にないようですが、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局： 担当者</p>	<p>事務局から2点連絡があります。まず1点目ですが、情報公開等につ いてです。教科書採択結果の公開を求められた場合、足柄下採択地 区協議会及び各町教育委員会といたしましては、採択終了後、速やか に公開するという趣旨から、1週間後の7月27日以降に公開したい と考えておりますので、各町教育委員会におきましては、公開請求が あった場合には、7月27日以降に公開するという対応をお願いいた します。また、第2回足柄下採択検討会で調査員から報告があった教 科用図書調査研究報告書及び非公開となっていました調査員の氏名等 につきましては、8月10日開催予定の第3回足柄下採択検討会の終 了後、速やかに町ホームページに掲出し、広く情報提供を図ってまい りたいと考えております。なお、調査研究報告書の資料については、 第2回足柄下採択検討会において、傍聴者に配付しておりませんが、 来年度からは、検討会委員と同様の扱いとさせていただくこと になりましたので、ご承知おきください。</p>

	<p>2点目ですが、特別支援学級で使用する教科書についてです。資料9ページをご覧ください。特別支援学級で使用する教科書は、児童・生徒の成長や発達状況により個別に選定しますので、共同採択は行いませんが、各町の教育委員会の会議では、次の事項について採択をお願いいたします。特別支援学級において、特別な教育課程により通常級で用いる教科書を使用することが適当でない場合には、次の中から使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成31年度使用） 2 平成31年度使用一般図書一覧 3 平成30年度用一般図書契約予定一覧 <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等がありますか。特に無いようですので、これをもちましてすべての議事が終了いたしました。</p> <p>次第4「その他」ですが、全体を通して何かありますでしょうか。本日は、委員の皆様には、スムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは「閉会のことば」を副会長であります湯河原町の高橋教育長をお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>改めましておはようございます。湯河原町教育委員会の高橋でございます。本日は中学校では初めてでございます、特別の教科道徳の教科書採択ということで、皆様方の今までの真摯に、そして深く、平等にご検討いただいた結果、このような採択となりました。本当にありがとうございました。これをもって平成31年度は下郡各中学校におきまして、考え、そして議論する道徳の実現に向けて授業形態が変わりますことをご期待しております。また小林会長、箱根町教育委員会事務局、そして調査員の先生と、皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして平成30年度足柄下採択地区協議会を閉会といたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>